

# 令和6年度（2024年度）ヒグマ個体識別手法等検討検証事業委託業務 企画提案説明書

## 1 業務概要

### （1）委託事業名

令和6年度（2024年度）ヒグマ個体識別手法等検討検証事業委託業務

### （2）業務内容

内容の詳細は、別紙「令和6年度（2024年度）ヒグマ個体識別手法等検討検証事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

### （3）委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）2月28日（金）まで

### （4）発注者

北海道

## 2 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（2）単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

キ 道内に営業・運営拠点を有すること。

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する

#### (1) 実施体制・業務遂行能力

- ・業務を遂行するまでの業務処理体制・能力。
- ・実証結果を踏まえて改善策を検討する能力。

#### (2) 企画提案内容

##### ア ヒグマ個体識別技術の検討検証

- ・自動撮影カメラによる画像から取得できるセンシングデータを効果的に収集できる体制がとられているか。
- ・北海道が開発した個体識別システムを活用し、更なる効率化や精度を向上させ、ヒグマ個体識別手法を確立する計画となっているか。
- ・データ収集及び検証が困難な場合の方策は考えているか。

##### イ 個体識別精度の検討検証

- ・他の個体識別手法との比較による識別精度向上方策が効果的に検証・検討される計画となっているか。
- ・比較対象とする他の個体識別手法は適切に検討されているか。

##### ウ 大学等研究機関との連携

- ・先行研究を十分踏まえる計画としているか。
- ・連携を想定するする大学、研究機関が本事業に沿ったものとなっているか。

##### エ ヒグマ生息密度推定に活用できる構成

- ・本事業による成果を活用した場合のヒグマ生息密度調査手法が適切に想定されているか。
- ・本事業による成果をより効率的に活用する計画となっているか。
- ・次年度以降に本事業の技術が応用できる構成となっているか。

### 4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案の参加希望者から事前に参加表明書を徴取して参加資格の要件を審査し、当該要件を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

#### (1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5988（直通）

#### (2) 参加表明書

- ・提出期限 令和6年（2024年）5月10日（金）午後5時必着
- ・提出場所 4(1)の担当部局に同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

### (3) 企画提案書

- ・ 提出期限 令和6年（2024年）5月17日（金）午後5時必着
- ・ 提出場所 4(1)の担当部局に同じ
- ・ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

## 5 企画提案書の作成上の留意事項

内容の詳細は、別紙「令和6年度（2024年度）ヒグマ個体識別手法等検討検証事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

## 6 公募型プロポーザル審査会での受託者の決定方法

当該審査会において、企画提案書を提案した者（以下「企画提案者」という）から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に従って審査委員が審査を行い、審査票での順位点の最も高い者を受託者として特定するものとする。ただし、同点の場合は、1位取得数の多い方を受託者として特定する。1位取得者が同数の場合は、各企画の長所及び短所を討議の上、多数決により決定するものとするが、なお同数の場合は、委員長が受託者を特定することとする。

なお、企画提案者が5者を超えた場合は、企画提案書の書面審査による予備審査会を開催することとし、予め上位5者を選出し、ヒアリングを行うものとする。

## 7 委託契約の方法及び根拠

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の選定

ア 本業務は、自動撮影カメラによる画像を活用し、AI等のデータサイエンス技術を用いて、ヒグマの個体識別手法の検討検証を行うものであり、高度な専門的知識や技術が必要であるほか、手法が開発途上にあることから、あらかじめ業務の最適な処理方法や成果の水準を設定できず、契約に係る仕様を示すことが困難である。

イ 以上のとおり、本事業はプロポーザル方式によることができる契約の要件のいずれにも該当することから、概ねの予算額を提示した上で、豊富な経験と高度な専門知識を有した民間事業者の企画力やアイディアを最大限に活かした企画提案を求め、見積金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、その中からよりすぐれた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するものである。

### (3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

## **8 契約書及び業務処理要領**

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

## **9 契約に関する基本事項**

委託契約については、次の事項を基本とする。

### **(1) 提案内容の修正**

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

### **(2) 見積書の提出**

公募型プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

### **(3) 契約保証金**

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則第171条の規定に該当する場合は免除する。

### **(4) 前払金**

受託者は、基本料金の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前払いの請求をすることができる。

### **(5) 再委託の禁止**

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

### **(6) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い**

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

## **10 その他**

### **(1) 手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本円

### **(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書**

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

### **(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知**

企画提案参加者の資格を有していない者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

#### **(4) 企画提案書に関するヒアリング**

公募型プロポーザル審査会において、ヒアリングを実施する（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）。

#### **(5) その他**

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。
- ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は、当該提案書を提出した者の了解なく企画提案書の選定以外の目的に使用しないものとする。
- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。
- オ 提出期限以降において、参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定されたものを公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客觀性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。
- ケ 企画提案参加者は、企画提案書作成のために北海道から受領した関連資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- コ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。